

インボイス制度について

～ 基礎編 ～

令和5年2月
水産庁水産経営課

※ 本資料は、国税庁軽減税率・インボイス制度対応室作成のオンライン説明会資料を基に、水産庁水産経営課にて漁業者等（個人・法人・組合）向けに再整理したものです。

消費税の基本的な仕組み

消費税額の計算方法等

> 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します※。

○ 仕入税額控除の適用を受けるためには、**一定の要件**を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

消費税額

=

課税売上げに係る消費税額※
(売上税額)

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

-

課税仕入れ等に係る消費税額※
(仕入税額)

↓

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	〔区分記載請求書等保存方式と同様〕
請求書等	区分記載請求書等の保存	インボイス 等の保存

ここが
変わります

資料項目…

- 1 インボイス制度の概要
- 2 インボイスの記載事項
- 3 売手の留意点（インボイス発行事業者の義務等）
- 4 買手の留意点（仕入税額控除の要件）
- 5 税額計算の方法等
- 6 インボイス発行事業者の登録申請手続

1 インボイス制度の概要

インボイス制度とは

- > 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**インボイス**」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

開始時期

- > **令和5年10月1日**に開始されます。

インボイスとは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- インボイスの交付に代えて、電磁的記録（インボイスの記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

- > インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた

「インボイス発行事業者」
に限られます。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

- ※ インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、インボイスに該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

2 インボイスの記載事項

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における
暫定的な仕入税額控除方式

～令和5年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した
対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

(ポイント)

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はありません

【インボイス制度】

令和5年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234…)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項
が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、簡易インボイスを交付することが可能（詳しくは参考資料2参照）。

(ポイント)

- ・ 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- ・ 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買手の求めに応じてインボイスの交付義務・写しの保存義務が発生します

2 インボイスの記載事項

記載に当たっての留意点

Point

仕入明細書等による対応

- インボイス制度においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

仕入明細書
「4月分」 ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号：T123456...

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
...	...	...	...	...
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

2 インボイスの記載事項

記載に当たっての留意点

Point

複数の書類による対応

- インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

⑥ (株)〇〇御中 XX年11月1日

② 10月分 (10/1~10/31) 109,200 円 (税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960 円
No.0012	7,640 円
No.0013	9,800 円
...	...

④ 合計 109,200 円 (消費税 9,200 円)

税率	金額	消費税
10%対象	66,000 円	消費税 6,000 円
8%対象	43,200 円	消費税 3,200 円

⑤ 登録番号 T 1234567890123 △△商事(株)

①

納品書番号 (関連の明確化)

納品書

納品No.0013 (株)〇〇御中

納品No.0012 (株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0011 (株)〇〇御中 △△商事(株)

下記の商品を送品いたします。

XX年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400 円
じゃがいも ※	2,160 円
割り箸	1,100 円
ビール	3,300 円
合計	11,960 円

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

2 インボイスの記載事項

記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- インボイス制度においては、インボイスに記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を**税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は8%（税込みの場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。
- したがって、インボイスの記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①】。
 - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
 - ※ 例えば、一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中

〇年11月30日

(株)△△

請求金額（税込）60,197円

(T123…)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円（税抜き）
 - 10%対象：28,158円（税抜き）
- ・ それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
 - 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ インボイスの記載事項として**認められる**。

【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中

〇年11月30日

(株)△△

請求金額（税込）60,195円

(T123…)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
- ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、インボイスの記載事項としては**認められない**。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

合
算

3 売手の留意点

インボイス発行事業者の義務

➤ インボイス発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **インボイスの交付**

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイス（又は簡易インボイス）を交付する

- **返還インボイスの交付**

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、返還インボイスを交付する

- **修正したインボイスの交付**

交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）に誤りがあった場合に、修正したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）を交付する

- **写しの保存**

交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）の写しを保存する

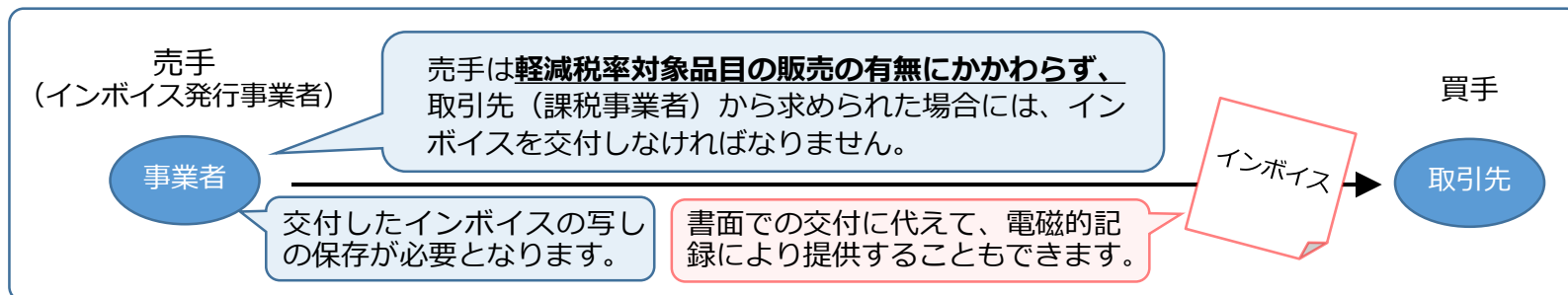
※ インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

※ 売り手である生産者が卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡及び農協等における生産者からの無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡については、生産者のインボイス交付義務が免除され、買い手である小売事業者等の実需者は、当該卸売市場、農協等の発行した書類の保存により仕入税額控除が可能（詳しくは参考資料2参照）。

留意事項

令和5年度税制改正の大綱（閣議決定：抜粋）

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。



4 買手の留意点

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - > 免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
 - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	インボイス 等 の保存

ここが
変わります

Point

簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスなどの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。（詳しくは参考資料3参照）

4 買手の留意点

保存が必要となる請求書等の範囲

> 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付するインボイス又は簡易インボイス
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(課税仕入れの相手方(売手)において課税資産の譲渡等に該当するもので、インボイスの記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方(売手)の確認を受けたものに限る。)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

4 買手の留意点

インボイス制度における特例について

- インボイス制度においては、原則として帳簿とインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、インボイス発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、インボイスの交付義務が生じる。
- ただし、**事業の性質上、インボイスを交付することが困難な一定のもの**は、**インボイスの交付義務が免除**される。
- また、**インボイスの交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売り手のインボイス交付義務の有無にかかわらず）**買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

<売り手の特例>

<適格請求書の交付義務免除>

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手のインボイス交付義務は免除されないが、
買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

<買い手の特例>

<卸売市場、農協等が発行した書類の保存>

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入れ

<帳簿のみ保存>

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

≪帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等≫

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）					
XX年 月日		摘要		税区分	借方(円)
4	3	J R ● ●	運賃 公共交通機関	10%	300
4	4	〇〇地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

4 買手の留意点

Point

その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、インボイス制度の開始後は、**これらの規定は廃止**されます。
- 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、インボイス制度の開始後は、このような**追記をすることはできません**。

留意事項

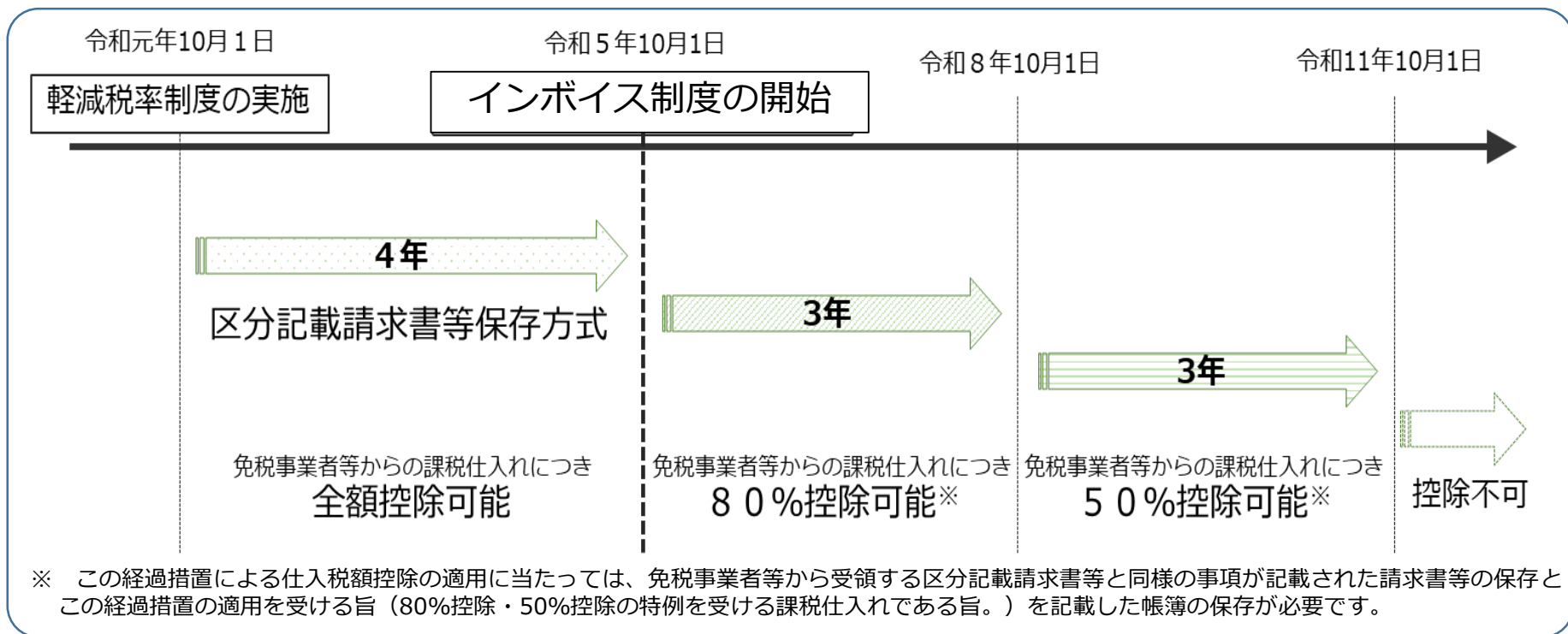
令和5年度税制改正の大綱（閣議決定：抜粋）

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

4 買手の留意点

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



5 税額計算の方法等

税額計算の方法

- > 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

【積上げ計算】

インボイスに記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（インボイス発行事業者のみ可）。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
いずれか選択可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】※

インボイスに記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

留意事項 令和5年度税制改正の大綱（閣議決定・抜粋）

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額は、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

6 インボイス発行事業者の登録申請手続

インボイス発行事業者になる（登録を受ける）には

- > インボイス発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければインボイスを交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知および公表が行われます。
 - ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
 - 法人番号を有する課税事業者は、T + 法人番号
 - 上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T + 13桁の数字
 - ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
 - ③ 公表事項は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で確認することができます。

6 インボイス発行事業者の登録申請手続

登録申請のスケジュール

登録申請手続は
令和 3 年 10 月 1 日
から開始しています。

令和 5 年 9 月 30 日までに登録申請手続
が行われた場合は、**令和 5 年 10 月 1 日**を
登録開始日として登録を受けることとなります。

令和 3 年 10 月 1 日

令和 5 年 10 月 1 日

**インボイス制度
の開始**

- 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています（詳しくは参考資料 4 参照）。
- 免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間にインボイス発行事業者の登録を受ける場合で、当該課税期間から簡易課税制度を適用するための経過措置が設けられています（詳しくは参考資料 4 参照）。

登録申請書は、e-Taxにより提出ができます！

6 インボイス発行事業者の登録申請手続

Point

登録に当たっての留意点

- インボイス発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（交付義務）。
- 経過措置（スライド17）の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。インボイス発行事業者の登録を受けない場合、インボイスを交付できません。また、取引の相手方が消費者、免税事業者や簡易課税制度を選択している課税事業者である場合など、取引先がインボイスを必要としない場合もあります。なお、取引の相手方は、経過措置（スライド14）により一定の期間は、仕入税額の一部が控除できます。

まとめ

ポイント1 登録申請

インボイスは、登録を受けた事業者のみが交付できます。
登録には申請が必要です（申請書はe-Taxにより提出可）。



ポイント2 記載事項

インボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項（登録番号、適用税率、消費税額）を追加するイメージです（受領者による“追記”は不可）。

請求書

〇〇(株)御中

(株)△△ (T1234…)

●年■月分 請求金額 43,600円

■月 1 日 割りばし 550円

■月 3 日 牛 肉 ※ 5,400円

:

合 計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円

8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

ポイント3 売手の留意点

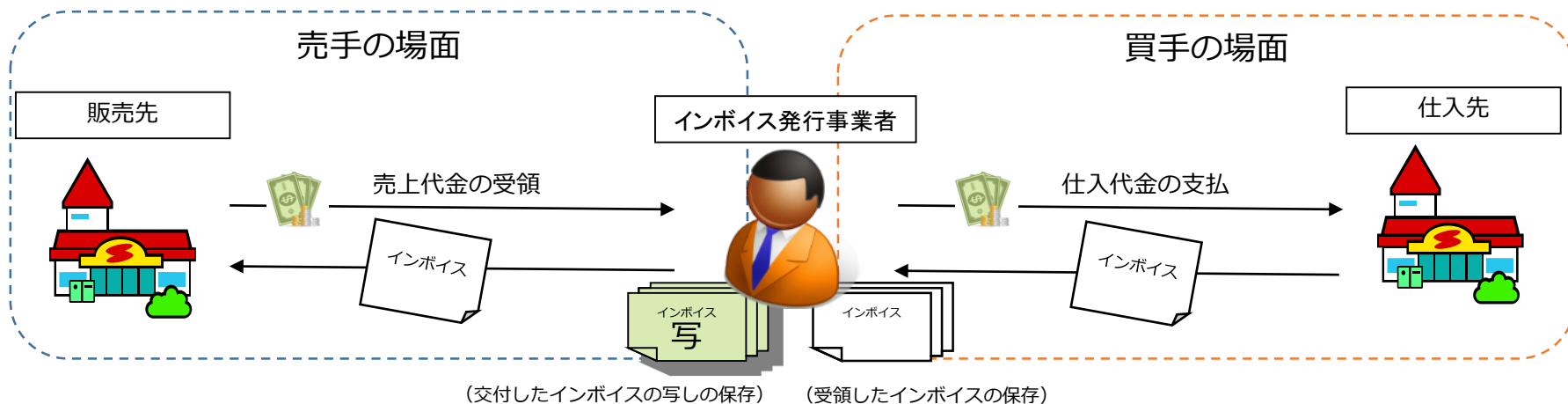
売手の場面において、登録を受けたインボイス発行事業者には、取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイスを交付する義務があります。

また、交付したインボイスの写しを保存する必要があります。

ポイント4 買手の留意点

買手の場面において、仕入税額控除の適用を受けるためには、インボイス等の保存が必要となります。

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（経過措置あり）。



インボイス制度に関するお問い合わせ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

○ インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ



※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和4年11月改訂）](#)」